

政令第 号

公営住宅法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第十六条第一項及び第四項、第二十三条第一号、第二十五条第一項、第二十八条第一項、第二項及び第四項並びに第二十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号イ中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同号ロ中「控除対象配偶者が所得税法第二条第一項第三十三号の二に規定する老人控除対象配偶者」を「同一生計配偶者が七十歳以上の者」に、「同項第三十四号の四」を「所得税法第二条第一項第三十四号の四」に、「その老人控除対象配偶者」を「その同一生計配偶者」に改める。

附 則

この政令は、平成三十年一月一日から施行する。

## 理由

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）の一部の施行に伴い、公営住宅の入居者の家賃の算定の基礎等となる収入の計算について、同一生計配偶者に係る控除を定める必要があるからである。